

金融恐慌と地域産業および地方銀行の経営史的考察【 】  
徳島の場合

伊 丹 正 博

**A Historical Study of Regional Industry and Local Bank  
at the Time of Financial Crisis【 】  
the case of Tokushima pref.  
Masahiro Itami**

Abstract

The great earthquake in the Kanto area affected the economy of all country, and then, the economic depression has been getting more and more serious.

In consequence, the financial crisis that occurred on the March of 1927 in Japan, had a great impact on the industrial world as well as the financial business. Its crisis had affected over local industries and banking business in the Tokushima prefecture.

1 . はじめに - 金融恐慌の背景

銀行法制定の経緯

わが国の銀行制度は明治5年にスタートしたが、23年恐慌後施行の銀行条例を根拠に本格的な信用制度が体系化され、その後6回の改正を経て、銀行経営の近代化が進められた。第1次世界大戦後の大正9年の反動恐慌と同12年の関東大震災による打撃で、銀行健全化の意図は大きく揺らぎ、各地における銀行の休業や閉店が増加し、その整理問題は不可避の状況であった。

この情勢下に政府は銀行検査に取り組むとともに<sup>1)</sup>、銀行の合同促進を図り、銀行に対して合同による利益を説き、より一層の健全化を図って、減配や預金利子協定の厳守などを大正13年12月に各銀行へ通告しているが、こうした布石はいずれも銀行条例の抜本的改正を前提とするものであった。

このような背景の下で大正15年4月に金融制度調査準備委員会が発足、9月には金融制度調査会が設置されて審議に入った。この会で取り上げられた調査事項は12項目からなり、

中央銀行・普通銀行・工業金融機関・農業金融機関・為替銀行や不動産金融・貿易金融・拓殖金融などの特殊金融，さらに貯蓄銀行・信託会社・庶民金融機関などきわめて多岐にわたり，ほとんど全ての金融機関を対象とし，金融制度全般に関わる改善策の立案が目標にされていたが，現実の狙いは普通銀行の改善策であったとみてよい。

このようにして成立した新しい銀行法の骨子を列挙してみると，銀行としての業態の決定，組織は株式会社に限定，最低資本金100万円（ただし，東京・大阪本店の場合は200万円）以上と法定，称号への「銀行」の使用，地方的合同の推進，銀行業務の範囲を明示して兼業の禁止を図り，銀行の性格を明確化した。預金の支払い準備等は法定せずに銀行業者自体の自覚を促し，資金運用についても自らの責任を重視して報告書等への記載で注意を加えること。銀行の内部監督の充実。法定準備金の最低率を引き上げ，支店・営業所・代理店等全て大蔵大臣の認可を必要とし，役員の兼業の原則禁止。その他営業報告書の改正などであり，全般に厳しい意図が伺われる。

つまりこれにより預金者の保護を図り，そのために大蔵省の監督を強化し，業務上は銀行の性格を明確化，資本金の下限の引き上げ，利益金の積立等による資力の充実，支店・出張所の乱立を抑えたことなどは，無駄な競争を排除するとともに弱小不良銀行の淘汰をめざしたと考えられる。また問題点としては，地方銀行同志の合同促進を考える大蔵省に対して，都市銀行側は都市銀行と地方銀行との合同の可能性を強く求めたが<sup>2)</sup>，明治以来の日本の金融機関の特徴でもあった不動産抵当貸付については，特に触れられないままに終わっている<sup>3)</sup>。

しかし，ともかくもこの新銀行法の制定が呼び水となって，貯蓄銀行に関わるものや，無尽業に関わるものなどの法制定や抵当証券法などが制定されており，広く金融機関の改善整備を促した功績は大きいと言える。

このような状況は，明らかに金融恐慌の発生を予想して恐慌防止と銀行の健全化を視野に入れた政府の金融政策の推進であったが，結局は恐慌を回避することはできなかった。

#### 経営環境の悪化した弱小銀行の整理

新銀行法の政策的な意図の一つでもあった「銀行合同の促進」がもたらした結果は，弱小銀行の整理と銀行の集中，銀行資本の規模拡大である。

大正14年末の普通銀行は1537行であるが，そのうち株式会社1448行，合名会社29行，合資会社37行，個人経営23行であり，株式会社の資本金は平均165万円で，他は20万円程度である。さらに，このうち資本金200万円以上は229行，100万円以上200万円未満は262行，

資本金50万円未満で25万円以上のもの146行，25万円未満10万円以上のもの319行，10万円未満のもの189行であり，総数の3分の1は25万円未満ということになる。

新銀行法では，人口1万以下の町村に所在するもの以外は全て資本金100万円を最低限とし，東京・横浜に本支店をもつものは200万円以上と決められたから，この法定通りの資本金にするために各銀行が必要とする資金の総額は2億円以上に達すると推定された。しかし，金融恐慌後の各銀行の預金は著しく減少しており，特に中小規模の銀行経営は困難で，大銀行も含め合併問題は加速した<sup>4)</sup>。複数銀行の合併によりその名前の消えた銀行数は，この昭和2年中だけでも120行に達している。

合併問題に対する政府の推進策は，主として各府県における中心的な銀行に他行を合併させるように仕向け，もし中心となるような銀行がない場合は，新しい銀行をつくってそれに合同させるという具体的な方法まで指示している。この政策はかなり効果的であったようで，合同は大いに促進され，翌3年には年間の合同数が349行にもおよび，昭和6年までの間に消滅した銀行数は実に441行に及んだ。

こうした状況の背景には，新銀行法の制定により無資格化された銀行が多数出たという事情があり，それらの行数は銀行総数の半分に近い617行を数えている。

大銀行同志の合併には，三十四銀行・山口銀行・鴻池銀行の3行合併により誕生した三和銀行（資本金1億720万円）の例があるが，このような合併による銀行数の減少は，結果的には個々の銀行の規模拡大をもたらした。

金融恐慌後の5年間に銀行数は半分以下となり，表1に見るように，1行当たり資本金，預金，貸出はそれぞれ約2倍に増大している。

表1 銀行集中化の進行

	銀行数	公称 資本金	預金	貸出
昭和2年	1,283 行	2,364 百万円 (1.84)	9,027 百万円 (7.03)	8,180 百万円 (6.37)
7年	538	1,910 (3.55)	8,319 (15.46)	6,601 (12.27)

( )内は1行当たりの金額  
(出所)朝倉・西山編『日本経済の貨幣的分析』

新銀行法施行による無資格銀行整理の進行状況は、昭和2年3月末現在1420行中809行が無資格銀行であり、翌3年1月1日現在1283行中617行が無資格であったが、整理の進んだ6年12月末には無資格銀行が176行に減少している。このような弱小銀行の整理が、地方に対する中央の、下位行に対する上位行の合同となり、銀行資本の集中をもたらしたと考えてよいのではないか。

この時期（昭和3～7年）における全国普通銀行の預金総額は、約10億1200万円減少し、貸出では約12億250万円の減少であるが、三井・三菱・住友・第一・安田の5大銀行は、逆にそれぞれ3億円、1億円の増大を示している。つまり、5大銀行は預金において普通銀行全体の41.2%、貸出では33.0%をしめしており、5大銀行への預貸金の集中が分かる。（表2、3参照）

表2 普通銀行の集中

年末	銀行数	1行当たり 支店出張所数	1行当たり 払込資本金	1行当たり 預金	1行当たり 貸出金
大正	行		万円	万円	万円
3	1,593	1.4	25.2	95.4	108.4
5	1,424	1.5	26.2	158.5	156.8
7	1,372	1.7	37.3	338.1	302.3
9	1,322	2.1	71.7	440.7	446.5
11	1,794	2.9	79.8	434.9	437.5
13	1,626	3.3	91.5	497.7	509.8
15	1,417	3.7	104.8	647.8	650.7
昭和					
2	1,280	4.1	114.8	705.3	639.1
3	1,028	4.9	133.4	907.7	734.0
4	878	5.6	156.5	1,058.3	825.3
5	779	6.1	165.5	1,121.7	875.2
6	680	6.7	182.6	1,216.0	969.7
7	538	8.0	226.3	1,546.3	1,179.0
8	516	7.8	230.0	1,708.5	1,179.4
10	466	8.0	243.4	2,135.2	1,329.1

（出所）『金融事項参考書』昭和12年調べ，p.116，118～120による。

大正11年の銀行数の増加は、貯蓄銀行法施行にともなう貯蓄銀行の普通銀行転換による500余行を含む。

表3 五大銀行への集中

年 末	五大銀行合計（百万円）			全国普通銀行合計に 占める割合（％）		
	払 込 資本金	預 金	貸出金	払 込 資本金	預 金	貸出金
明治33	14	78	77	5.8	17.8	11.6
43	37	255	215	11.7	21.5	17.2
大正 9	178	1,570	1,236	18.5	26.9	20.9
14	283	2,106	1,628	18.9	24.1	18.4
昭和15	283	2,233	1,788	18.9	24.3	20.7
2	291	2,818	1,940	19.6	31.2	24.3
3	291	3,130	1,935	21.1	33.5	25.6
4	323	3,210	2,013	23.4	34.5	27.8
5	323	3,187	2,009	24.0	36.5	29.5
6	323	3,169	2,062	25.9	38.3	31.3
7	323	3,430	2,072	26.5	41.2	33.0

（出所）後藤新一『日本の金融統計』 p.117～20

五大銀行 = 三井・三菱・安田・住友・第一

なお、銀行数が減少した昭和10年末現在の全国普通銀行の各1府県当たりの行数をみると、平均約10行となるが、次の表4に見るように、多い県では兵庫県の43行、福岡県の29行があるが、すでに1県1行に達しているのは、徳島県を含め4県と樺太だけであり、香川県は3行である。

表4 府県別銀行数

行 数	府県数	分 布 状 況
1 行	5	奈良・鳥取・徳島・沖縄・樺太
2～4行	11	岩手・茨城・滋賀・広島（各4）宮城・島根。香川・宮崎・台湾（各3）岡山・高知（各2）
5～9行	12	愛媛（9）長崎（8）和歌山・熊本（各7）群馬・三重・山口（各6）北海道・秋田・千葉・福井・鹿児島（各5）
10～14行	9	青森（14）福島・大分（各13）神奈川・埼玉・京都（各12）新潟（11）栃木・岐阜（各10）
15～19行	8	富山（19）東京（18）長野・石川（各17）山形・山梨（各16）愛知・佐賀（各15）
20行以上	4	兵庫（43）福岡（29）静岡・大阪（各20）

## 2. 金融恐慌の推移

### 震災手形の処理と銀行の動揺

関東大震災は日本経済へ大きな打撃を与えたとはいえ、「帝都復興」を合言葉にいわば不況のどん底からはい上がるための刺激の役割も果たしたが、震災の事後処理問題は長く尾を引いた。つまり、日本銀行による「震災手形」の割引、大蔵省預金部資金による救済貸出をはじめとする政府の国家支出の増大、公債増発等は、いずれも救済インフレ政策として、局所療法ではあっても長期的な安定経済を企図するものではなかったから、膨大な額に上った「震災手形」は、その処理を残したまま昭和時代に引き継がれたのである。

震災後の輸入超過による国際収支の逆調は、政府の外債募集による正貨吸収策でも追いつかず、しかも世界の大勢がアメリカをはじめ金本位への復帰を遂げる中で、依然として金輸出禁止を続ける国家は日本とフランスだけとなっていた。したがって国際貿易の競争激化をひかえて産業界でも特に紡績業界は金解禁への強い要望を提出していたが、通貨信用の急激な縮小を恐れる向きもあり、金融界は時期尚早論であり、歴代内閣もそれに追隨する風潮であった。しかし、若槻内閣の片岡直温商工大臣が大正15年9月に大蔵大臣に転ずるにともない<sup>5)</sup>、世上の空気は一気に金解禁へ走り始める。解禁の準備作業として片岡蔵相は一時停止していた内地正貨の現送を再開し、為替相場は再び堅調に戻ったが、その結果、物価下落、信用の収縮を来した。結局、為替相場の騰貴は不況を進行させることになったが、政府は前記の新銀行法のための金融制度調査会を発足させ、同時に懸案の「震災手形」処理問題に取りかかった<sup>6)</sup>。

当時、未決済のまま残されていた「震災手形」は昭和元年12月末現在約2億円あり、関係銀行数は51行に達していた。僅か2週間で昭和元年は終わり、早くも昭和2年を迎えた政府は、1月の第五十二議会に「銀行法案」および「震災手形損失補償公債法案」・「震災手形善後処理法案」を提出した。前者の「震災手形損失補償公債法案」は、震災後日本銀行が割引した震災手形の未決済残高2億700万円のうち、日銀の被る損失を1億円に限って補償し、その財源として1億円の公債を発行しようとする案であり、後者の「震災手形善後処理法案」は、日銀の損失になるかどうか決めがたい震災手形につき、震災手形の額と同額以内で政府が10ヵ年以内の公債を発行し、それを日銀から割引を受けている銀行に対して貸付け、銀行は震災手形の代わりにその公債で日銀から金融の便宜を受けるようにする案であった。

この場合、震災手形の債務者は、銀行との間に手形債務をを更改するため10ヵ年以内の

年賦貸付契約を締結して支払能力を回復する機会を与えられることになるものである。このような処理により、震災手形の債務者のうち、破産してしまったものは政府の損失補償で片づき、それ以外の債務者は10ヵ年以内の国債担保手形借入れという形で震災手形の整理ができるというものであった。このような処理方策によって政府は震災手形を所有する銀行の救済を果たすとともに、震災手形そのものの整理を図ろうとしたわけである。

「震災手形」の総額は、当初4億3000万円であったが、昭和元年末には2億700万円の残高で、現実に流通していたものは恐らくその8割程度と考えられた。このうち、植民地金融機関である台湾銀行と朝鮮銀行2行<sup>7)</sup>で半額以上を占めており、残りの額を普通銀行48行が所有していたのである。この状況から、「震災手形善後処理法案」が財界整理の進捗と、震災手形所持銀行全体に対する救済策であることは当然としても、保有する震災手形の額からみて台湾銀行の救済が主となる事実を否定できず、しかも大戦期に急成長を遂げ、米騒動では民衆の反感の対象とされた鈴木商店が多額の負債を抱え、その借入れの大半を台湾銀行に負っていることが表面化すると、状況は最悪となった。

「震災手形損失補償公債法案」・「震災手形善後処理法案」の両法案が議会に提出されると、強い反対論が提出され<sup>8)</sup>、特に、野党の立憲政友会からは、「震災手形の振出人、個人裏書人、その金額の明細ならびに震災手形所持銀行名の公表」が要求されたが、片岡蔵相は、問題の公開は経済界への影響が大きく、要求には応じられないとして、きわめて漠然とした数字の提示にとどめたので、貴衆両院とも一層紛糾し、「商品の中身を見せずに買えというのか」というような発言もあった。

このように議会で2法案の審議は与野党の政治的な対立のまま進行し、一方、世上には震災手形所持銀行の名前が新聞紙上に流れたため、震災手形を所有すると見られる銀行に対して一般庶民の不安が次第に高まり、預金の緩慢な取り付けも現れて、遂に休業する銀行も出てきていた。

こうした中で、震災手形処理を通じて地方中小銀行と台湾銀行の経営改善をはかるための緊急勅令案と法案を審議していた、3月14日の衆議院予算総会における片岡蔵相の発言は、未だ営業継続中の東京渡辺銀行を破綻したものとする失言となり、資金状態の悪化していた東京の中小銀行に大きな動揺を与え、翌3月15日には東京市内の渡辺銀行とあかぎ貯蓄銀行が重役関係事業に対する固定貸しから休業に追い込まれ、さらに流言の煽りを受けて、3月19日に中井銀行、22日には横浜の左右田銀行、東京の中沢、村井、八十四銀行など、中小商工業者を得意先とする関東地方の諸銀行が次々と休業し、一流銀行の数行を

除き、東京・横浜地区におけるほとんど全部の銀行が取り付けにあう金融恐慌の勃発となったが、同22日に日銀の非常貸出の方針決定と、翌23日に震災手形関係二法案が附帯条件付で貴族院を通過したことから事態は沈静に向かい、取り付け騒ぎも一応収束した。

しかし、台湾銀行は二法案の成立の附帯条件として、その整理案を明確にするという責任を負わされた関係上、鈴木商店に対する新規貸出を打ち切らざるを得なかった<sup>10)</sup>。同行の経営に対する政府の監督はかなり厳しいものがあり、3月27日には大蔵省の指令を受けて早速鈴木商店に対する新規貸出を停止した。当時、鈴木商店関係グループの企業は全国に67社あり、資本金総額は約4億円（最盛期には5億6000万円）であるが、負債が4億5000万円に達しており、そのうちの3億5000万円が台湾銀行からの借入れであった。同商店関連の手形は金融市場に広く流れており、鈴木商店関連手形を所持する銀行自体が不安を抱くに止まらず、所持する銀行に対しても世間は不安を以てみるようになったので、結局は鈴木商店の経営不振は台湾銀行の債権取立不能を意味し、同商店に対する不安がそのまま台湾銀行に対する不安となって表面化したため、三井銀行はじめ市中銀行は台湾銀行に放出していたコールマネーの回収を始めた。

台湾銀行は一時は3億4000万円にのぼるコールマネーを取り入れており、3月頃には次第に回収されて2億円余になっていたが、4月に入って急激な回収を受けたため、同行は急遽政府・日銀への救助を求めた。しかし日銀だけで台湾銀行を救うことはできず、4月8日には鈴木商店が大株主である神戸の六十五銀行が取り付けにあって休業に追い込まれ、そのあおりを受けて神戸では一流銀行の支店までも取り付けを受ける始末で、政府の積極的な対応策に期待するしかなくなった。

政府は4月13日に、2億円を限度とする政府補償の日銀特別融資を台銀に与える、この措置を有効にする緊急勅令を出させる、という非常措置を決めたが、枢密院は17日になって政府の緊急勅令案を否決したため、民政党の若槻内閣は即日総辞職した。

翌18日、台湾銀行は内地支店の休業を発表し、関西の有力銀行の一つ近江銀行も休業した<sup>11)</sup>。この有力2行の破綻の影響は大きく、銀行の取り付けはたちまち全国に及び、休業銀行が続出し、金融恐慌は第2段階を迎える。

19～20日には蒲生銀行（滋賀県）・泉陽銀行（大阪）・芦品銀行（広島県）・西江原銀行（岡山県）・広島産業銀行などが休業し、東京でも安田・第百・川崎など一流銀行にも取り付けが及び、各地の地方中小銀行の休業につづいて、21日には華族銀行として知られた十五銀行さえも休業するに至り、全銀行に対する信用の低落という重大事に発展した。

4月20日に新しく発足した田中義一内閣は、恐慌の対応策として、先ず22・23日には全国の銀行を一斉に休業させ、4月22日より3週間のモラトリアム（支払猶予令）を公布して、預金支払額を1口500円以下に制限し、さらに5月3日から臨時議会を招集して、一般預金者や銀行業者の救済策として、「日本銀行の特別融通及損失補償法案および台銀救済策として台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律案」を提出することを発表した。恐慌も鎮静に向かい、休業明けにはかなり平静さを取り戻した<sup>12)</sup>。さらに、5月8日の両法案の成立に従って、日本銀行は貸出を行い、台湾銀行も業務を再開し、12日に神戸の六十五銀行が業務を始め、13日の支払猶予期間明けとなった。

表5 金融恐慌時の休業銀行

休業開始 月 日	銀行名	本 店 所在地	払 込 資本金	預 金
昭和2年			万円	万円
1.24	今治商業	今治市	250	1,368
1.24 ~ 3.8	(7行計)		479	3,636
3.15	東京渡辺	東京市	200	3,701
3.19	中 井	"	500	4,555
3.22	村 井	"	513	6,006
"	左 右 田	横浜市	250	2,175
"	中 沢	東京市	125	869
"	八 十 四	"	230	1,780
4.8	第六十五	神戸市	625	2,817
4.13	鞍 手	直方町	100	584
4.18	近 江	大阪市	938	13,714
4.20	広島産業	広島市	100	437
4.21	十 五	東京市	4,975	36,843
"	泰 昌	"	200	760
3.15 ~ 4.25	(31行計)		9,377	77,665
6.13	福島商業	福島市	108	872
3.16 ~ 9.5	(6行計)		311	1,812
	総 計 (44行)		10,167	83,113
			148,484	917,880

(出所) 『日本金融史資料・昭和編』第24巻P.81~2

(注) 数値は昭和元年末現在。

第1段階から第3段階までに休業した銀行は31行、その後の休業銀行を含めこの金融恐慌による休業銀行数は37行、東京渡辺銀行以前に休業した今治商業銀行以下の7行を加えると44行となり、台湾銀行および「あかじ」貯蓄銀行をのぞく30行の公称資本金総額は1億7816万円（払込資本金9356万8千円）、預金総額7億7129万9千円、貸出総額7億6068万円で、全国普通銀行のほぼ8%余りに達している。

四国地方では、今治商業銀行（資本金250万円）、徳島銀行（同130万円）、徳島貯蓄銀行（同50万円）などがこの中に含まれている。震災手形は特殊銀行・普通銀行がほぼ半数ずつ持っていたが、特殊銀行関係では台湾銀行の所持分が大半であり、しかもその約7割が鈴木商店<sup>13)</sup>およびその系列会社であったから、台湾銀行の休業は鈴木商店とその系列会社の破綻を意味した。

#### 預金の都市偏在と地方金融の窮迫

金融恐慌の影響は、震災手形問題には三井・三菱・安田・第一のビッグ・フォアが関与していなかったこと、また、これらの援助を受けた各地方の有力銀行は休業を免れ、面目を保ったということから、先ず、中小銀行の預金が前者のような一流銀行や地方の有力銀行に流れ、中小銀行の信用状態を悪化させるという形で表面化した。したがってその対策は、主として地方的な銀行合同を政府指導で行うということになり、加えて、再開困難な休業銀行は、5大銀行の援助を受けつつ合同して新銀行を設立することになり、昭和銀行の発足となった<sup>14)</sup>。同行の設立は、休業銀行の後始末をしたことのみならず、すでに営業中の銀行であっても合併の意向があれば合併しており、銀行の合同整理の目的をも持っていたことは間違いない。このような中小銀行の合同促進は、先述の新銀行法によって確立されたものである。

金融恐慌の真因はもともと銀行の経営に対する不信感が一気に爆発して取り付けが拡大したものであり、大蔵省の調査では、3月中の取付高が1億400万円、4月中は7億1100万円と増大しており、さらに中小銀行から大銀行への預金シフトの金額を加えると、引出し総額は一層大きな額であったと見られている。休業銀行も大正9年春のいわゆる反動恐慌の時には21行であったのに対し、この場合は37行と数を増やしている。

金融恐慌は収まっても、経済不況は一層深刻なものとなり、昭和3年に入ると不況を背景に資金需要は減退し、市中遊資は大銀行へと集まって預金は過剰となり、金利低下のため銀行の公社債への投資がその市価を騰貴させている。市中銀行の日銀への預金額は、3年2月には2億8000万円に達し、金利は大幅に低落したため、銀行間に貸出競争を生じた。

こうした状況は、都市の有力銀行への資金の集中によるものであり、都市における資金過剰・投資減退にもかかわらず、地方の中小銀行や中小企業は資金不足という状態で、正に預金の都市偏在と地方金融の窮迫というギャップが生じていた。このような大銀行への資金の集中は、日銀の特別融資に起因するところが大きい<sup>15)</sup>。こうした膨大な救済資金が大銀行へと集中し、それが日銀への一般預金となっているわけで、従来のように日本銀行が不良な特殊銀行や2・3流銀行へ2～4億円程度の貸出を行うことによって金融市場をリードしていた状況が、大銀行への金融資金の集中で日銀の統制力を著しく弱めた結果となった。

しかも一方では、経済不況の継続にともなう地方資金の不足や、不動産貸付の固定化が地方銀行の経営を悪化させており、中小企業金融は最悪の状態になりつつあった。この不動産担保貸付は、もともと地方銀行においては、貸出中に占める割合の大きいことが特徴となっており、昭和元年末に普通銀行全体では21%であるが、大銀行では自己資本の40%、総貸付の9%に満たないものが、地方銀行の場合は、自己資本の実に112%、総貸付の36%に達していた。なかでも農村部の地方銀行の場合は7割近くも不動産担保貸付を行っていた例もある。金融恐慌の際には担保物件の流動化が銀行経営上いかに重要であるかを知らされたので、こうした不動産担保貸付の固定化は銀行の経営悪化を意味していた。

このような状況に対して政府は、対策として郵便貯金つまり預金部資金の地方還元を図って、5000万円の融通予定額を計上したが、4年3月末の締切り時までには僅か1398万円に過ぎないという不成績に終わっている。

さらに昭和4（1929）年10月24日、アメリカのウォール街における株式の大暴落は、史上空前の大恐慌へと拡大し、世界の資本主義国全体を巻き込む世界恐慌となって、昭和8年まで約4ヵ年余にわたる長期で深刻な不況の社会を現出した。恐慌の原因は正に過剰生産である。

浜口内閣はアメリカの恐慌を世界大恐慌にまで発展するものとは思わず「金解禁」に踏み切ったが、旬日も経たないうちに世界恐慌は日本へも波及し、しかも金解禁の実施は日本経済にマイナスの影響となり、株価暴落はもちろん物価も暴落し、生産活動は急速に低落し、貿易は輸出入ともに大幅な減退を示す結果となった。

昭和5年の物価（卸売）は前年比18%、翌6年も15%の低下を示しており、次表にも見るように、この2年間で30%以上の暴落となっている。株価も同様に4年を基準にみると5年、6年は4割近い暴落を示している。特に、金解禁の影響の大きい貿易の場合は、

輸出入ともに大幅な落ち込みを示し、5年には輸出で前年比31.5%、輸入で30.2%の減少で、入超額は7622万円に達している。なかでも、アメリカの恐慌による生糸価格の暴落と輸出の激減は日本の養蚕農家に潰滅的な打撃を与えることになり、5年の豊作と6年の凶作という二重の打撃と相まって農村の窮乏は回復し難いものとなった。

貿易においては生糸関係商品が55%減少し、織物関係品も52%の減少で、国際収支を悪化させる主因ともなった。もともと日本の蚕糸業は言わばアメリカの絹業の支配下に編成されるという構造的弱点を持っており、その矛盾が露呈されたわけで、農業恐慌の進行はわが国の体制的危機をさらに深化させる役割を果たしたと言ってよい。

表6 繭（まゆ）・生糸・綿糸価格の推移

昭和年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
繭（まゆ）	84.5	91.5	100	43.7	42.3	49.3
生糸	104.3	100.8	100	65.8	45.1	53.2
綿糸	93.4	101.4	100	65.5	56.1	63.7

（注）価格は昭和4年を100とする指数。昭和4年の実数は、繭（10貫＝71円）、生糸（横浜現物価格・100斤＝1,3215円）、綿糸（大阪現物価格・300斤＝229円28銭）  
『金融事項参考書』昭和12年調による

表7 物価指数の変化

昭和年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
消費者	106.5	102.4	100	89.8	79.5	80.4
投資財	102.1	99.5	100	83.2	70.9	78.1

（出所）大川一司他『長期経済統計(8)物価』134頁による。

このように金解禁後の日本経済は世界恐慌の波に呑み込まれ、輸出の減退、国内購買力の収縮によって各企業を恐慌状態に陥れ、倒産や経営を縮小する事業会社が激増した。昭和5年中には、311社（その払込資本金総額2億5200万円）が資本金を減少し、解散企業は823社（払込資本金総額2億1800万円）に及んだ。

その結果、各産業部門において、生産制限や産業合理化が進み、賃金の切下げ・人員整理・労働強化などが実施されて、全体としては集中独占化が拡がり、失業者は増大し、労

働争議が頻発することになったが、その最も大きな影響を受けたのは中小企業であり、没落するものは大企業へ取り込まれ、ますます資本金格差が広がることになった。

#### 金輸出再禁止とその事情

浜口内閣の井上準之助蔵相は「借金なき財政」を標榜して、財政支出の節約と「減債非募債」主義で臨んだ金解禁後の財政政策は、「嵐のなかに雨戸をあけるようなもの」という武藤山治のきわめて適切な表現に示されるように、旧平価金解禁にともなうデフレ的状况と世界恐慌による物価暴落とが重なって、本来ならば金本位制復帰が為替相場を安定させ、物価下落によって輸出増大へと進むはずの日本経済を深刻な不況の淵に沈めたのである。井上財政は5年度末には不況による歳入不足を震災善後公債に頼るしかなく、6年度予算はさらに厳しい緊縮予算を組んだが、年度半ばの9月18日に勃発した満州事変のため、臨時的な軍事費の増大となり、再度公債の発行を求めるしかなく、井上の目指した健全財政は脆くも破綻に到ったのである。

しかも事変勃発の3日後にはイギリスが金本位制から離脱し、多くの国がこれに追随したため、日本の金本位制復帰は全く意味をなさないものになってしまったのである。事実、イングランド銀行やニューヨーク連邦準備銀行の利下げがあり、ヨーロッパ諸国も相次いで利下げしたため、わが国の経済界からも利下げによる不況打開策が要請され、政府は郵貯利子や預金部資金貸出利子の利下げを実施しており、金解禁を当然高金利政策で支える筈が、不況の深化で全く逆行した政策を取らざるを得なかったのだと言える。

昭和6年に入ると金融市場は未曾有の低金利時代となり、資金の集中した大銀行は遊資を抱えて処分に困り、争って公社債市場への投資に走る始末であった。しかも大銀行とは裏腹に地方中小銀行はむしろ恐慌の影響で資金が欠乏し、休業の危機に追い込まれたものも多く、6年3月末現在、開店休業状態のものは全国の普通銀行774行中58行を数えている。

4月になると、前年11月に東京駅頭で狙撃され入院中の浜口首相の病状が悪化して内閣は総辞職し、代わって若槻礼次郎の率いる第2次若槻内閣が4月14日に発足したが、大蔵大臣には井上準之助がそのまま残ったので、井上財政は依然として継続されることになった。8月ごろから状況は次第に危機的な様相を見せはじめる。1年前、井上蔵相は楽観論を唱えたが、情勢は一変し、アメリカの景気に対する反動が起こり、9月中旬に満州事変が勃発した直後、イギリスは金本位制から離脱した。これとともに日本の金輸出再禁止の予想から円売りの思惑が激しく起こり、ドルの思惑買いから内外の銀行が横浜正金銀行へ

殺到，1週間で2億円以上に達し，政府・正金銀行は1500万円の正貨を現送し，正貨保護とドル買い抑制のための高金利政策を高じようとしたが間に合わなかった。次表にみるように，6年12月には日銀の正貨準備は5億5千万円台となっており，金解禁前にため込んだ正貨は，解禁後わずか2ヵ月で1億5000万円，5年中に2億2800万円，6年中には4億3300万円の流出で，金解禁後の2ヵ年で約8億円の正貨を失ったことになる。

表8 正貨保有高（単位：百万円）

年 末	合 計	所 有 別		所 在 地 別	
		政 府	日 銀	内 地	海 外
大正 3	341	49	292	128	213
4	516	153	363	137	379
5	714	262	452	227	487
6	1,105	386	719	461	644
7	1,588	855	733	453	1,135
8	2,045	1,051	994	702	1,343
9	2,178	887	1,291	1,116	1,062
10	2,080	791	1,289	1,225	855
11	1,830	667	1,163	1,215	615
12	1,653	526	1,127	1,208	445
13	1,501	424	1,077	1,175	326
14	1,413	343	1,070	1,155	258
昭和 1	1,357	283	1,074	1,127	230
2	1,273	192	1,081	1,087	186
3	1,199	115	1,084	1,085	114
4	1,343	221	1,123	1,088	255
5	960	122	837	826	134
6	557	84	474	470	88
7	554	128	426	443	112
8	495	68	427	457	38
9	495	27	468	466	28
10	531	26	506	504	27

（出所）『金融事項参考書』昭和4年調，及び  
『昭和財政史』第9巻。

政府の金解禁策に対する強い批判が続出する中で，遂に第2次若槻内閣も12月11日，閣内不統一ということから8ヵ月足らずで内閣を総辞職し，13日に犬養毅内閣がスタートした。この内閣の大きな特徴は，大蔵大臣に高橋是清が就任したことである。しかも高橋は

井上とほぼ正反対の考えを持っていた。つまり、井上の「健全財政・緊縮財政・デフレ政策・非募債主義」に対して、高橋は「積極財政・膨張財政・インフレ政策・公債発行主義」というように、きわめて対照的であり、高橋蔵相の出現はまさに「井上財政」の終焉を意味するとともに、新しい「高橋財政」の始まりであった。

すでに「金解禁」破綻の後を受けた高橋蔵相の先ず第一になすべきことは「金輸出の再禁止」であった。井上の金本位制への思い入れは決して悪いことではないが、国際経済情勢がそれに合わなくなっていたというべきであろう。高橋は不況の原因を「金解禁」と考えていたから、大蔵大臣就任早々に「金輸出再禁止」<sup>16)</sup>に踏み切った。金本位制を止めることは、現状の景気回復策であるだけでなく、高橋の政策を彩る積極的な「膨張財政」の根底をなすものでもあった。こうしてわが国の金本位制は終わりを告げ、以後は管理通貨制度の下で通貨金融行政が実施されることになった。

### 3. 地域経済と地方銀行の展開 徳島県を例として

#### 昭和初期の産業構造

昭和という時代は日本にとってはいろいろな意味で複雑な幕開けであった。昭和元年は始まって僅か1週間だけで終わり、諒闇中という時代背景の下で2年の元旦を迎えたが、震災手形の後始末から早々に金融恐慌に突入し、漸く回復の兆しを見せはじめた4年秋にはアメリカの大恐慌が発生、日本国内の経済的安定を見通して金解禁に踏み切れば、アメリカの大恐慌は世界恐慌となって日本にも押し寄せ、井上財政の金解禁と緊縮財政という2大政策と互いにその影響を強め合い、深刻な不況を現出していく。これが昭和恐慌であり、その特徴は生産財価格が消費財の価格を大幅に上回って激しい下落を示し、さらに農産物価格の下落は特にはなはだしい状況を示したことである。

これはアメリカの恐慌による糸価暴落によって日本の養蚕業は打撃を受け、これを有力な副業としていた日本の農家にとっては非常に重大なことであった。その上、昭和5年の大豊作による豊作飢饉と翌6年の冷害による大凶作というように、農産物需給の大きな変動はその価格をきわめて不安定なものにしていた。しかも、震災後の不況を通じて企業における資本の集中が進み、工業部門においてはすでに独占化が進行し、カルテル等によって大資本は恐慌への対応の仕方を準備していたが、本来零細な農家のように分散孤立して横の連携が弱い場合は、結局、恐慌の余波を直接かぶってしまうことになる。ことに農村はもともと日本の特殊性を持っていたのであるから、こうして深刻な農業危機に対処

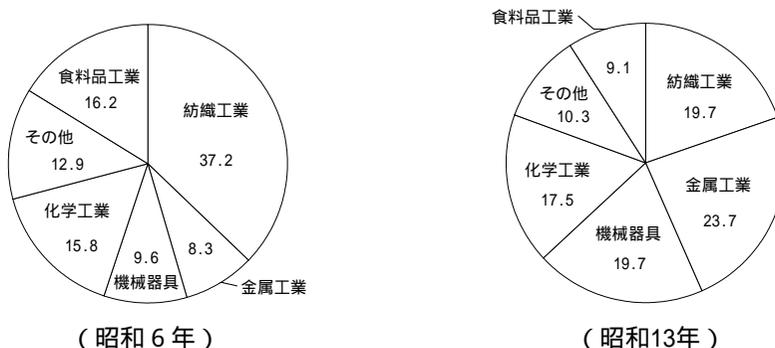
しなければならなくなったのである。

以上のように、日本の産業構造はこの時点を境に大きく転回しながら準戦時体制へと進んでいくことになる。つまり、すでに第1次世界大戦を契機に急速に普及しはじめた産業諸部門における電化は、化学工業と関連諸産業を中心に、新しい企業集団の形成をすすめ、少しずつ産業地図を塗り替えていくことになるのである。

すでに金融恐慌中に発足した田中義一内閣の時期に、政府は産業保護政策の一環として、わが国の産業における指導的産業（リーディング・インダストリー）と基本工業（キー・インダストリー）が何であるかを商工業協議会に検討させて、前者については「繊維工業」をあげてその発達助成の必要を強調し、後者については染料・鉄鋼・ソーダ灰・空中窒素固定・工作機械・精密機械の諸工業 - 重化学工業 - を確定して、この両者を中心とした重点的な産業政策の体系化を試みようとしている。そうして次の井上財政は消極政策ではあったが、産業合理化政策とソーダ工業への補助がみられ、さらに次の高橋財政は前節で述べたように井上と対照的ではあるが重化学工業を全面的に発展させる積極政策を展開させたわけである。

つまり、昭和初期10年代までの日本の産業構造は、次の二つの図や表に示されるように、一つはエネルギーの展開としての電力利用の質的・量的発展、空陸の交通輸送機関としての航空機と自動車の利用拡大による石油（ガソリン）の大量消費の時代に入ったことを示し、同時にエネルギーとしての電力の存在が、その生産方法（発電燃料）の如何を問わず、生産の場においても、日常の社会生活の場においても、きわめて重要なものとなったことが証明されている。

図1 工業生産額の部門別百分比



(注) 高橋正雄他『近代日本産業史』による。

表9 製造業における原動機普及率の推移

(原動機をもつ工場の割合) %

規模(人)	大正3	大正8	昭和5	昭和10	昭和15
合計	45.6	61.1	82.5	86.0	84.1
5～9	28.5	46.0	76.6	80.4	78.5
10～29	48.8	65.0	87.2	90.5	88.4
30～49	75.9	85.7	93.8	95.5	95.8
50～99	87.7	92.8	97.3	98.0	98.2
100～499	92.8	97.2	99.1	99.7	99.6
500～999	96.8	100.0	100.0	99.7	100.0
1000以上	97.6	99.4	100.0	100.0	100.0

(注) 南亮進編『(長期経済統計) 鉄道と電力』  
(東洋経済新報社刊)による。

先の二つの図を比較すれば分かるように、昭和6年においては金属工業・機械器具工業・化学工業の3部門の合計、つまり重化学工業の割合が33.7%であるのに対して、昭和13年には、この3部門合計は60.9%となり、わが国の産業構造は重化学工業が過半を占めるまでに成長したことを物語っている。

第1次世界大戦を契機に日本は農業国から工業国へ転化した、その中身は近代初期以来の繊維産業を中心とした軽工業が主流を占めていたが、上記の通り重化学工業を主とする産業構造の質的高度化が進んだことになった。

ただ四国地方は、もともと第1次産業が主流であり、徳島県の場合もそうした農林水産業中心の産業構造であったことは否定できないが、一方、第3次産業的な商業流通面での活動と、県外資本による紡績工業や、電気事業の展開には変化の一端が現れている。

#### 物価の下落と農村不況

この昭和恐慌期の徳島県経済の動きを見ると<sup>17)</sup>、2年の金融恐慌期には、徳島銀行の倒産という事件があり、そのため県内第一の阿波商業銀行はきわめて慎重な業務の展開を計っている。一つには大蔵省・日本銀行・徳島県当局の斡旋で徳島銀行の営業を譲り受け預金支払いに応ずるとともに、一方、県金庫の事務取扱を始めており、業務は順調に推移している<sup>18)</sup>。

県内産業の動向は、農家の場合、養蚕業が比較的好成績であったが、産米の減収と米価の低落で、昭和3年は不況の底にあり、年末に回復の兆しあるも不況の域を脱してはいない。つまり、「米と繭」に依存する日本の農村経済の例にもれず、養蚕業が比較的好調で

あった時期には米作の不況や米価下落を何とか支えたわけである。しかし、アメリカの恐慌発生が生糸価格を暴落させ、生糸関係商品で55%、織物関係商品で52%の輸出激減となり、日本の農家の受けた打撃の大きき、徳島県では、繭価暴落の大波を吉野川流域の桑畑生産農家がもろに受けている。

昭和恐慌は日本の都市と農村を襲い、都市では失業者があふれ、低賃金下の労働者の活動による労働争議が頻発しており、農村では地主制下における高率小作料のために、不況の直撃を受けたのは小作農であって、各地で小作争議が激化していた。しかも農村は都市労働者の供給源であったから、低賃金と高率小作料は一体となって不況の起因を成しており、日本経済の構造的な弱点が大恐慌下に露呈されたといえる。

したがって、この恐慌の特質は農業恐慌と密接に関わり合っているところにあり、農村に深刻な生活難をもたらしたが、それは軍隊の壮丁（兵士）の供給源もまた農村であることから、不況の捌け口を海外進出に託そうとする政策意図と軍備拡張を要求する軍部との狭間できわめて政治色の強いものへ変化し、「五・一五事件」や「二・二六事件」といった政府の政策方向を変えるような大きな問題を引き起こすことになった。

徳島県では前記の吉野川流域の麻植・阿波・名西・三好の4郡がこの桑の生産地であり、繭価の暴落を受けて小作料引下げの要求は各地に拡がり、特に激しい小作争議が展開されたのは麻植郡西尾村（現・鴨島町）である。その始まりとなった昭和5年は、前述のようにアメリカの大恐慌で生糸価格が暴落し、そのあおりを受けて他の農産物価格も低落したが、この年は米が豊作であったため秋の米価の暴落が農家への二重の打撃となり、さらに翌6年から7年へ続く東北・北海道の連続凶作飢饉が、農産物価格の回復を不可能とし、平常価格に戻る昭和10年まで、日本の農村はきわめて厳しい窮乏のどん底のまま数年を送ることになったのである。

農家の負債額は、4年の45億8500万円（1戸当たり830円）から、6年には47億1700万円（1戸846円）となり、当時の農家所得の自作農961円、小作農601円<sup>19)</sup>から見れば、農家1戸の負債額が如何に大きいか良く分かる。しかもこの負債額が多額であったのは、主として養蚕農家の多い県であった。

なお、この状況を阿波商業銀行の営業報告書では次のように述べている。

「我農村は年初以来繭絲價の崩落に加へて九月に入り米價の惨落に会して益窮境に陥り産業界に於ても企業利潤の激減に伴ひ種々の自衛策行はれし結果失業者の数は次第に増加し貿易は世界的不況其他の障害に依りて著しく減退し金融界も亦正貨流出の影

響を受けて金利の引締りを見公債相場并に株價何れも暴落を示し不景気の印象は益深刻の度を加ふるの觀あり……<sup>20)</sup>」

このような農業恐慌による農家の窮乏化は激しく、農業所得の赤字を補填するための兼業の場が縮小していることと、逆に狭隘化した労働市場から締め出された都市労働者の帰農によって農家経済は一層窮迫化したのである。これは小作農に止まらず中小地主の打撃も大きかったから、彼らは自作農化するために小作地取り上げに走ったので、こうした地域での小作農の運動は、小作料減免よりもむしろ小作契約継続を求める防衛的色彩が強かった。

これに対する政府や地方当局の措置は、民間の農民救済活動に応ずるもので、度々の臨時議會を経て、農家負債の整理、米の價格維持、農民救済のための土木事業、農村経済更生運動が実施された。

農家窮乏の最たる原因は、農家負債の累増にあったが、政府の資金的援助策は中農以上には効果的でも、貧農救済には余り役立たなかったようで、米價維持も低米價では同様である。むしろ高橋財政下における「時局匡救事業」は、地方団体を事業主体とする失業救済のための土木事業であるが、昭和7年から3ヵ年にわたる総事業費8億6000万円は、赤字財政による景気回復のための主要施策であり、農村にとっては道路や堤防など社会的基盤の整備とともに、労賃としての農家救済に僅かながらの効果はあり、補助金政策としてのその後の農業村保護策に一つの道を開いたとも言えるであろう。

#### 主要産業の動向

昭和前半期の徳島県の産業について概略を見てみると、前記の農業と養蚕業以外では、林業はこの時期に特記すべきものはなく、時局匡救事業による林道の開設が、従来の河川利用による伐木の搬出に加えて林道網の形成により、木材資源の利用を促進し、林業の発展に寄与したといえるであろう。また、畜産については、もともと和牛と馬が主体であり、自家消費の鶏以外に他の家畜はほとんど扱っていなかったが、農村不況の中で農家経営の合理化策の一つとして畜産が浮かび上がり、さらに戦時体制を控えて馬は軍馬として徴発されるため、乳牛・和牛への兼業飼育が生じて来たが、実際に生産が高揚するのは戦中から戦後にかけてであろう。水産業については、漁業の保護育成をかねて明治末期に漁業法の全面改正が行われてから、国の指導は遠洋漁業に傾斜したため、沿岸漁業についてこの時期にあまり見るべきものはない。

一方、鉱山業についても四国は鉱物資源に恵まれないところから、徳島県内においては銅及び銅硫化鉱が見られる程度である。しかも中小鉱山が多く、世界恐慌の影響で弱小鉱山は淘汰され、昭和初期の代表的な金属鉱山としては日本鉱業株式会社の経営する高越鉱山があったが、老朽化して休山している。むしろ非金属鉱業として、石灰石・けい石・石炭があり、石炭は四国内唯一と言ってもよい炭田も現存するが、戦時中に製鉄用燃料として採掘稼働していた程度である。

製造工業としては、やはり繊維工業が中心であり、堺紡績(株)徳島支店は福島紡績(株)と合併しており、この時期にはその福島紡績(株)を背景に徳島紡績(株)が昭和5年に資本金250万円円で名東郡加茂村田宮に創業している。また、大阪合同紡績株式会社小松島支店は、大正11年に操業を開始したのち、昭和6(1931)年に三重紡績(株)と合併し、東洋紡績(株)小松島工場となった。

その他この昭和初期から10年代初めにかけての繊維工業としては、人造絹糸(スフ)製造工場を東邦人造繊維株式会社(後に東邦レーヨン株式会社と名称変更)が昭和9年に北島町に建設、翌年末に生産を開始、スフ日産7.5トという県下有数の大工場となった。

また、同県の特産でもある生糸・絹織物は明治末期頃から工場制工業として始まったが、世界恐慌による生糸貿易の急落と先の人造絹糸の発達により大量の滞貨を生じたので、政府は昭和7年に製糸業法を公布して、生産者を免許制とした。徳島県では免許を受けた工場数は56,3,780釜、生糸の生産額は215,000貫(806.25ト)であった。

同じ特産物でも材木業の場合は、明治以来景気の波が激しかったが、関東大震災の復興資材としての需要があり、この時期には好況が続いていたが、輸入木材の圧迫で価格下落に転じ、この困難を回避するために昭和7年には、例えば羽の浦町の玉置製材工場は最新式の薄鋸製材を採り入れたが、他の製材工場も次々に改装し、この地域の材木業、いわゆる那賀川下流の製材所では好調な生産をつづけ、那賀川材の名を著名にした。

このような木材を素材とする軽工業、つまり鏡台・木履(阿波下駄)・建具・タンス家具・仏壇などはすでに明治期に創業されたものも多いが、鏡台の場合は生地のまま大阪へ出荷されていたのが、この昭和7、8年に塗料会社との共同開発でラッカー塗りに成功したことで、県の工業試験場に木材工芸部ができて技術指導が行われ製品が急速に向上したといわれる。また、建具は本県が木材の豊富であることから、徳島地区・那賀川下流地区において大量生産が集団的に発達しており、家具としてはタンス・ミシンテーブルなどが生産され、殊に後者の生産者の一つ徳島ミシンテーブル株式会社は全国一の生産工場を有

し、昭和10年代初めには全国生産量の半分を本県において生産していた。

化学工業の分野では、従来農家の副業として発達した和紙製造が、昭和9年には機械漉の工場4、手漉和紙工場56に達し、原料の楮・三桮（こうぞ・みつまた）が県内に産出することと、良好な水質に恵まれていることから生産量は次第に増加している。また、近世以来の産業である製塩業の場合は、専売制施行以後の第1次塩田整理、第2次製塩地整理によって本県の鳴門地区の塩田は一部整理を受けたが、この間の技術改良によってコストダウンを図り、さらにこの時期には関東州再製塩や台湾煎熬塩など植民地生産の格安な塩に対抗して、企業合同による真空式機械製塩や蒸気利用式釜の導入による製塩工場の改造を実施している。

主要産業としてはなお他にもあり、商業・交通運輸業などもあるが、エネルギー産業としての電気事業とガス事業のみふれておくと、昭和初期には電気事業において全国的に集中独占化が始まり、いわゆる地域独占の様相を呈してくるが、四国地方ではこの時期に各県それぞれほぼ1社ずつの独占企業が出揃うことになる。徳島県では、四国で唯一例外的なものとして、県外資本の進出により成立していた三重合同電気㈱が県内主力企業となっていく。もともと徳島市の徳島電灯㈱が四国最初の電気事業として出発したのであったが、河川に恵まれ水資源の豊富な同県の場合、明治末期の水力発電時代に入ると、香川県や愛媛県の電気事業会社が水力開発を求めて進出したので、対抗して明治41年には後藤田千一らが那賀川水系桜谷発電所を建設して徳島水力電気㈱を創業させ、那賀・勝浦・板野・名東・名西の各郡や撫養・小松島地域へも送電を行っている。しかし、水力開発についてはしばしば河川流域の村や木材業者と問題が生じ、早くから徳島県の木材資源開発に手を付けていた高知県人の松村覚治が高知県の電気事業家を集めて作った祖谷川水力電気㈱に買収される。

一方、祖谷川水力電気㈱は三重県津市に本社を置く三重合同電気㈱を買収して社名を三重合同水力電気㈱とし本社を旧徳島水力電気㈱に置いた。しかし、社内では大株主の川北電気企業㈱系と、土佐系・徳島系が対立し、結局、同社は京阪電気鉄道㈱和歌山支店や東邦電力㈱の奈良県及び三重県北部の供給区域を譲り受けたことで近畿・東海地区が地盤となり、昭和5年には社名を合同電気㈱と改め、徳島は同社の支社となったが、さらに12年には東邦電力㈱（本社名古屋、社長松永安左衛門）に合併されて東邦電力㈱徳島支店となった。

なお、昭和初期の同社の内容は次の通りである。

表10 合同電気(株)徳島支社

原動力	電気力 (kw)		事業種別	
	落成	未落成	電灯数	電力供給
水力	7,902	6,650	灯	kw
汽力	6,000		288,950	8,95
受電	12,340	5,000		

(出所) 『電気事業便覧』

表11 昭和初年不況時の電灯取付数の増減

昭和4年下期末と 5年上期末を比較	昭和5年上期末と 5年下期末を比較	昭和5年下期末と 6年上期末を比較
増 3,222 灯	増 6,442 灯	増 451 灯

(出所) 伊予鉄道電気(株) 『社友』 (昭和6年9月号)

注

- 1) 大正10年度からは銀行検査官を2名から6名に増員して普通銀行の検査を強化し、大正13年にはこの結果に基づいて銀行業者に自ら業態の改善を求める「銀行業務改善に関する諭達」を地方長官を経て提示している。
- 2) 最終的には「地方的合同ヲ奨励スルト共ニ都会銀行ト地方銀行トノ合同ニ付テモ相当考慮スルコト」なる一文を加えるよう修正された。
- 3) 不動産担保の貸出は、昭和元年では総貸出の40%、農村部の地方銀行にあっては50~70%程度の不動産担保貸出を行っており、金融恐慌後にも抵当流れの不動産の処理に苦慮していることが多い。
- 4) こうした合併例は中小銀行にとどまらず大銀行にも及び、昭和2年の時点においても第百銀行(資本金2500万円)と川崎銀行(資本金1000万円)の合併により川崎第百銀行が誕生している。
- 5) 片岡直温は、金解禁論者であった。
- 6) 片岡蔵相の狙いとするところは、なお輸出不振の続く中で旧平価のまま金解禁を断行することは、国内の不安を助長するので、準備作業として、財界の整理と銀行経営の健全化を図っておく必要があり、そのためには是非とも「震災手形」の整理が必要であると考えられたからである。
- 7) 台湾銀行が1億円、朝鮮銀行は2160万円という金額であった。
- 8) 国費を以て大資本を擁護するものとか、一部の政商に有利に働くものであるということ、さらにこの措置は通貨を膨張させ、インフレーションを助長させるという指摘もあった。
- 9) 『日本金融史資料・昭和編・第24巻』165。
- 10) 貴族院が二法案の通過に同意したのは、台湾銀行調査会設置を付帯決議したことによる。
- 11) 同行は資本金1500万円、預金1億3000万円をもつ国債引受シンジケート銀行の一員であった。

- 12) この二つの法案により、日銀が内地・台湾の銀行に対して特別扱いの支払準備金を昭和3年5月8日までの間に内地は10年、台湾は1年の償還期限で貸出し、これによる日本銀行の損失は内地特別融通に対しては5億円限度の、台銀救済融資としては2億円限度の国家損失補償を行うことになった。
- 13) 鈴木商店は明治10年代に創立され、もともと砂糖・樟腦の取引から出発し、金子直吉の手によって急速に事業を拡大し、台湾を足場に政府高官などのつながりを利用して急成長を遂げた企業であり、典型的な「政商」と言ってよい。特に、第1次世界大戦の戦時好景気の波に乗って、その取扱品目も砂糖・小麦・小麦粉・雑穀・大豆粕・肥料・油脂・ゴム・木材・鉄・金属・生糸・綿花などと拡大し、その関連企業グループはあらゆる産業部門に属するほとんど全ての業種にわたっていた。しかし、このような急成長は三井・三菱の両財閥にも匹敵する力を備えていたとはいえず、経営自体は放漫かつ投機的な側面を有していたことは事実で、大戦後の恐慌や慢性的不況の続くなかで、たちまち営業内容を悪化させ、それを救うための資金融通を密接な関係を持っていた台湾銀行に求めたのである。
- 14) 休業銀行に対する大蔵省の方針は、まず、資本金の縮小、積立金の取り崩し、未払込み徴収、重役私財の提供などの方法によって整理を行い、営業継続の見込みのあるものは特別融通によって、単独または合併により開業することとしたもので、昭和2年3月から9月までに休業した37行のうち、昭和3年3月までに単独で開業したもの8行、特別融通を受けて開業したもの7行、他行へ合同整理されたものは12行であった。そのうち、合同によって整理された6行中の5行が、大蔵省の整理方針によって資本金1000万円で設立された整理銀行である昭和銀行に合併されている。同行は昭和3年12月1日発足したが、資本金の半額500万円は三井・三菱・住友・安田・第一の出資であり、昭和銀行への合併は恐慌後の銀行集中の先駆けをなすものであった。
- 15) 日銀貸出の大半は補償法によるものであるが、たとえば、大正15年下半年では、一般貸出のうち約9割の3億5879万円が割引手形であり、その7割以上は普通取引、震災手形関係は1億5903万円であったが、昭和3年上半年になると、割引手形の9割に当たる6億7981万円が特別融資関係の貸出となっている。
- 16) 「金輸出再禁止」を示す法的措置は次の通りである。
- 「金貨幣又八金地金輸出、販売等ノ取締ニ関スル件」(昭和6年12月13日大蔵省令第36号)
- 金貨幣又八金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又八百円以下ノ罰金ニ処ス  
地金トシテ販売シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集、鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ
- 「金貨兌換禁止ニ関スル件」(昭和6年12月17日、[緊急]勅令第291号)
- 日本銀行ハ当分ノ内大蔵大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外兌換銀行券ノ金貨兌換ヲ為スコトヲ得ズ  
朝鮮銀行ハ当分ノ内大蔵大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨引換ヲ為スコトヲ得ズ  
台湾銀行ハ当分ノ内大蔵大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外台湾銀行券ノ金貨引換ヲ為スコトヲ得ズ
- 17) 阿波商業銀行各期営業報告書の記述による。
- 18) 阿波商業銀行各期営業報告書の記述による。
- 19) 農林省『農家経済調査』による。
- 20) 昭和5年下半年営業報告書による。



高松大学紀要

第 33 号

平成12年 2月18日 印刷

平成12年 2月25日 発行

編集発行

高 松 大 学  
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064